

保健環境ニュース

野焼き（屋外でのごみの焼却）は、
法律で原則禁じられています。

- ・臭いが酷くて窓を開けられない
- ・火事になりそうで心配だ
- ・煙のせいで洗濯物が干せない
- ・焼却の灰が家に被さっている

このような苦情が絶えません。

ごみの焼却は重大な火災の原因にもなります。

安易な焼却はやめましょう！（火災原因の多くは火燃しです）



※稲わら・もみ殻燃し等であっても、周囲に迷惑が生じた場合は
焼却をやめていただきます。

【問い合わせ先】

中之条町役場保健環境課(保健センター) (0279)-75-8834(直通)
六合支所 (0279)-95-3111(代表)